

規制改革会議 第3回 国際経済連携タスクフォース 議事概要

1. 日時：平成 19 年 5 月 11 日（金）13:00～14:13

2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3. 議事：貿易関連手続についてのヒアリング

「原産地規則・原産地証明発給制度の再設計」について

4. 出席者：

経済産業省：

通商政策局経済連携課経済連携交渉官 岩田 典郎 氏

貿易経済協力局原産地証明室長 鈴木 啓之 氏

規制改革会議：有富委員、中条委員、井口専門委員、深川専門委員

5. 議事概要：

有富主査 それでは、時間になりましたので「規制改革会議」の第 3 回「国際経済連携タスクフォース」「原産地規則・原産地証明発給制度の再設計」を始めたいと思います。

関係省庁、委員の皆様には、お忙しいところ御足労賜りまして、誠にありがとうございます。

当国際経済連携タスクフォースは、国際間のヒト・モノ・カネ・情報等の移動の円滑化に資する規制改革について、必要な調査審議を行っておりますが、私はこのタスクフォースの主査を担当しておりまして、隣にいらっしゃいます慶應大学の中条先生に副主査になっていただいております。それから、早稲田大学より深川先生、関西学院大学より井口先生の御両名に当タスクフォースの専門委員になっていただいております。よろしくお願いいたします。

当規制改革会議は、5 月末には総理の諮問に応じまして、第一次答申を公表すべく検討を進めておりますが、本日は議事次第にございますように、原産地規則・原産地証明発給制度の再設計というテーマについて、本答申のとりまとめに当たって、経済産業省さんとの意見交換をさせていただきます。

なお、本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日当会議のホームページ上で公開する取扱いにさせていただき予定でやっております。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず当会議における本件に対する基本的な考え方を少しだけお話をさせていただきたいと思います。

前身の「規制改革・民間開放推進会議」では、輸出入に関わるリードタイムの短縮を実現すべく、輸出入通関制度の在り方全般について、その検討の必要性を問うてきたところでございます。現会議においても、グローバル化が進展していく中で、我が国経済を一層活性化し、国際競争力を強化するためには国内のシステムを見直し、開かれた日本としてのシステムを再構築することが重要と考えております。この観点から、原産地規則・原産地証明発給制度の再設計について検討を行っております。

それでは、こちらから事前に送付させていただいた質問について、経済産業省さんより御回答をいただいておりますけれども、その概要について、10 分程度ご説明頂きまして、その後、質疑応答、

意見交換をお願いしたいと思います。質疑応答や意見交換に際しましては、井口専門委員、深川専門委員にも加わっていただく予定でございます。

では、よろしく願いいたします。

岩田交渉官 私は経済産業省通商政策局経済連携課で経済連携を担当しております岩田と申します。お世話になります。

私の方から意見交換テーマのうち、 について述べさせていただきたいと思います。このテーマ全体で原産地規則、原産地証明制度の再設計ということで、1につきましては、主として、いわゆる非特恵の証明制度についての御指摘であると認識しております。そこで非特恵についての現状等について御報告申し上げます。

非特恵の原産地証明制度につきましては、統一的な法令があるということではございません。これは最近我が国が政策上やっている F T A なり E P A の特恵に基づくものとは違う部分でございます。国際貿易の過去からの経緯により、古いものでは明治時代からという話を聞いておりますけれども、主として、商工会議所が発給してきたという経緯がございます。それについて、国側がこのような形で発給せよと規制しているものは特にないというのが現状でございます。

現在、商工会議所法がございますが、その中で定められている商工会議所の事業の1つとして、原産地証明書の発給を行っているというのが実態でございます。

また、非特恵の原産地証明書につきましては、商工会議所だけではなくて、輸出組合あるいは貿易協会が取り扱っている場合があるということで、むしろ、我々もその全貌を詳細に把握しているわけではないというのが実態でございます。

そのような形で運用されているため、このような「規制改革会議」の答申の中で、国が統制を及ぼしていない側面が多々あるものについて答申されるということが、必ずしもふさわしくないのではないかとこのところも、別途答申案に関する意見としては提出させていただいているところでございます。

に書かれているような問題点について、今次改めて商工会議所なりに問い合わせはしてみましたところでございますが、特にそのような問題事項があるところは予期していなかったようでございまして、大きな問題点について聞いてはいないとのことです。これまで事業として原産地証明書発給事業を行ってきた中で、会員企業なりとのコンタクトをとりながら事業を進めてきたので、会員の利便性を図るといった上での改善については、逐次行ってきているということでしたので、このような形で問題提起されることは、むしろけげんな感じであったというのをこちらも聞いております。

したがって、仮にこのような形で答申をなされるとしても、経産省としては、商工会議所に伝えるというような形の対応しかとれず、かつ商工会議所自身が特に問題がないのではないかと認識していることから、必ずしもかみ合った話にならないおそれがあると感じがしております。

鈴木室長 続きまして、E P A に基づく原産地規則、証明発給制度について御説明させていただきます。

私は貿易経済協力局原産地証明室の室長をしております鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

げます。

まずEPAに基づく原産地規則、原産地証明の発給制度について、我が省の体制について、簡単に御説明申し上げます。これは、今、説明のありました非特惠とは異なっておりまして、経済連携協定の中に原産地規則というものが規定をされております。この交渉あるいは策定は、先ほど御説明申し上げました通商政策局が担当いたしております。また、これに基づいて原産地証明書の国内での発給制度を私ども原産地証明室の方で担当いたしております。私どもの方では、経済連携協定の合意内容を円滑に実施するための必要最小限の協定の国内担保法であります原産地証明法を所管いたしております。また、商工会議所における発給業務も所管いたしております。

概論だけ申し上げますと、原産地規則というのは、経済連携協定における特惠関税が適用される製品の範囲を規定しているものでございます。これは主に迂回輸入の防止、つまり、日本とマレーシアの間でEPAを結んだとすれば、例えば中国辺りから迂回するようなものを防ごうという趣旨で国際的に合意をされているものでございます。

原産地証明書というのは、輸入国の税関が特惠関税を適用する際に、輸入国の税関が求める書類の1つという位置づけでございます。したがって、原産地規則にしましても、証明制度につきましても、まず輸入国税関の要請の影響をかなり大きく受けるという側面があることを申し上げておきたいと思っております。

こちらの回答にも概略を書かせていただきましたけれども、国内における原産地証明書の発給制度の根幹は、2国間ないし多国間で合意される経済連携協定の中で相手国との交渉で定められている部分が多数でございます。だれが証明をするのかとか、輸入一つ一つについて原産地証明書が必要であるとか、原産地証明書は電子媒体ではなくて紙ベースでお願いしますということが、経済連携協定の中に規定をされている。その要請も踏まえながら、なおかつ、実際の利用者でいらっしゃる産業界の方々が使いやすいように、使い勝手のよいような国内制度をつくっていくというのが私たちの基本的なスタンスでございます。この制度もできまして、まだ2年程度しか経っておりません。まだまだ不十分な点がございますので、それは産業界の御要望もお聞きしながら、不断の見直しを行っていくということが基本スタンスでございます。

自己証明制度、発給主体の多様化、期間の短縮等、個別のテーマもいただいておりますけれども、まず協定に規定をされている部分、例えば自己証明あるいは原産地証明書自体の電子化とかについては、当然EPAというのは、相互主義でございますので、相手国から我が国に入ってくる部分、つまり、輸入サイドの利害関係というか、彼らの考え方と十分に調整を行いながら検討を進めていくべき課題であろうと思っております。

それから、私ども国内の運用で対応できるような部分につきましては、これまでも経団連を始め、いろいろと御要望をいただいておりますので、産業界と密接にコンタクトをとりながら、一つ一つ改善できるところは改善しているところでございます。今後ともこのような取組みは地道に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

有富主査 ありがとうございます。

私から1つ御質問させていただきたいんですけども、原産地証明のブロの鈴木室長にお尋ねしたいんですが、5月8日の経済財政諮問会議の「グローバル化改革専門調査会第一次報告」の7ページに、「EPAは利用されてこそ意味があるものとなる。原産地規則、原産地証明制度は企業にとって使い勝手がよいものとはなっていない。EPAの使い勝手をよくするため、貿易が円滑に行われるような原産地規則とすべきであり、原産地規則、原産地証明制度について評価検証を行い、必要な改善をすべきである」と明快に書いてあるんですけども、中身は具体的にどういうことを言っているとお考えですか。

鈴木室長 原産地規則と原産地の証明制度の2つについて書かれていると思います。私の方では国内の証明制度について担当しておりますので、そちらの方について主に申し上げます。これは昨年の秋に経団連が要望を出しておりますけれども、その際に主に指摘されたのは3、4つございまして、時間がかかるのではないかと。それから、発給の手数料が若干かかるのではないかと。自己証明制度のようなものが入れられないかどうか。電子的な扱いができるのではないかと。主な点はその4点だったように記憶をいたしております。

これについては、関係する産業界の方々ともいろいろと議論させていただいて、まず協定に基づくものとそうでないものがあります。それで実際に相手国との間で決まってくるものもありますので、そういうことについては、御要望も踏まえながら、相手国との関係も踏まえながら対応していく課題だろうと申し上げました。

具体的に申し上げますと、自己証明の導入であるとか、原産地証明書自体の電子化であるとか、こういうのは相手国の体制が整って初めて可能となる話ですので、それは協定の交渉の話になってくるだろうと思っております。

それから、時間がかかるという御指摘があったんですけども、これも子細に見てまいりますと、原産地規則、原産性を証明するためにやはり資料を収集しなくてははいけません。つまり、あるものが日本の原産ですと示すためには、その構成部品一つ一つについて、原産品か非原産品かということを明らかにする作業がどうしても必要になります。これは協定の中の原産地規則に関するところで規定をされているわけです。これに対して、我が国の産業界としては、まだ非常に新しい概念なものですから、なかなか対応できる体制が十分に整っていなかったという点があって、少し時間がかかっているケースがございます。

もう一つ、実際にそのような情報を集めた上で、商工会議所が発給機関をやっていますけれども、そこに申請した後で時間がかかっているのではないかと御指摘もいただきました。これについては、私どもの方でも実態調査をいたしました。主に作業として、原産性の判定と証明書の発給の2段階がございます。それぞれ平均すると、大体2日ぐらいで終わっているというのが実態でございます。判定というのは、ある産品がEPAの対象になるかどうかという話ですので、1回判定を受けてしまえば、輸出の際に発給の手続のみをやっていけばいいわけですし、そういう意味では、大体2、3日でやっております。更に明確化を図るために、それを商工会議所が持っております発給事務規定というのがございますが、ここにもきちんと明記をいたしまして、明確化をしたところでございます。

全体として、リードタイムを短くするという一方で、まず原産地規則に対するきちんとした理解を促進していくことが非常に大事な課題と考えておりまして、私どもも説明会、セミナー、アドバイザーの整備等、予算措置等も講じまして、今後その取組みを強化していく予定にしております。

それから、発給の手数料について御指摘をいただいている点もございます。これは特に途上国等ですと、輸出振興の観点から、無料でやっているところもあるようなのですが、先進国の中、例えばイギリスやオーストラリアでは、同じように商工会議所が大体同レベルの手数料を取ってやっているケースもございます。基本的に私どもは原産地証明書の発給というのは、受益者負担の原則に基づいて運営していくべきだろうと考えておりまして、実費を踏まえた形で手数料を算定して、発給機関が定めて、それを経済産業大臣が認可するというスキームになっております。現在、発給機関の方も、件数の伸び悩み等によって、必ずしも実費を回収し切れていない部分もあります。料金を上げるか下げるかというのは、引き続き商工会議所も交えて、今、議論をしているところでございます。

有富主査 今のお答えを聞いていると、問題点は4つあるけれども、それぞれが無理もない事情にあるので、ここでいう「使い勝手がよいものとはなっていない」というのは、必ずしも原産地証明について中身をよくわかっていない人が言っていることだということですか。

鈴木室長 そこまで申し上げるつもりは全くありませんけれども、確かに原産地証明は新たな概念なので、それに慣れていないところがあるのは1つの要因としてはございます。ただ、私どもとしては、EPAはもともと貿易投資の促進というのが大目的でございますので、それを輸出される方、利用される方ができるだけ使い勝手がよいようにしていくべきというのは、まさにおっしゃるとおりだろうと思います。

発給制度も骨格は協定に決められていて、それをいかに実施をしていくかという事務的なところでございますので、できるだけこれまでも簡素化を進めてきたところですけれども、更に直せるところはないか。先ほどのお話以外にも、例えば手数料の支払いを1枚1枚ごとに現金の振り込みで払うのは非常に面倒なのではないかというお話もありましたので、これは見直しをしているところでございます。発給の申請の際に、2つ、3つ資料の提出が求められているんだけれども、不必要だろうというものはどんどんなくしていくような形で検討もいたしております。できるだけ、私どもでも制度を設計する上で、簡素化して使い勝手のよいものにしていけるところは、積極的に直していこうということを考えております。

有富主査 一応、ご説明はわかりました。中条先生、どうぞ。

中条主査 全く基礎的な質問で申し訳ないのですけれども、私はわかっていないから質問するのもかもしれないので、その点も念頭に置いてお答えいただきたいんですけれども、EPAに基づく原産地証明については、経産省としては責任をある程度持つ。しかし、非特惠の原産地証明に関しては、経産省の関わるところではないということで、よろしいのでしょうか。

岩田交渉官 非特惠について先に申し上げますけれども、最初に申し上げたとおり、過去から継続して非特惠の原産地証明書を発給している商工会議所のような数百以上ある組織がそれぞれ固有の事業として実施しているという実態がありまして、現在、非特惠の貿易に広く使われており、

基本的には通用しているところがございます。

我々としては、当然、経済産業省が所管している団体、社団法人であれば、その団体の事業について所管官庁として一般的な指導・監督をするという意味においては、当然責任を負っているわけでございますけれども、団体によっては所管官庁が経済産業省ではない場合もありますし、あるいは自治体所管団体なり任意団体があるかどうかは、全容を完全には調べてないんですけれども、必ずしも我々がすべて所管しているわけではないということ、もう一つは、いわゆる証明書発給事務というものについて、統一的な法令がないということを最初に申し上げた次第でございます。

中条副主査 だけれども、EPAに基づく原産地証明に関しては、責任を持つということなんですよね。

鈴木室長 EPAに基づくものについては、少なくとも原産地の規則については協定の内容の話でございますので、これは通商政策局が各省と共同で内容を策定してまいります。それに基づいて、私どもの方で、国内で発給する事業、国内の担保法を所管いたしておりますので、発給機関での運用も含めて、私どもが商工会議所と共同しながら改善を図っていく体制になっております。

中条副主査 その理由というのは、やはりEPAというのは国際的な取り決めでもあり、それに対して責任を負わなければいけない。したがって、政策の範囲内であるから、担当官庁である経産省が責任を持ちます。だから、監督もします。だけれども、勝手にやる輸出に関しては、政策の範囲ではない。そういうことで考えてよろしいですか。だから、関知するものではない。要するに、分けておられる理由は何なのか。私は単純に質問しているだけです。

鈴木室長 少なくともEPAに基づくものというのは、日本は最初にシンガポール、メキシコ、マレーシアと経済連携協定を締結してまいりました。当然、経済連携協定上2国間で合意した事項がございまして、その中には権利義務関係であるとか罰則関係も含まれております。それを国内的に円滑に実施する際に、対応する国内の担保法があれば勿論既存の制度で対応できるのですが、今回の場合なかったケースがございまして、協定を国内的に担保するために必要最小限の法律事項を寄せ集めて、原産地証明法をつくりました。その法律を所管しているのが私どものところだということでございます。

経済連携協定の中には、原産性を証明するための資料を一定期間保存してくださいとか、実際に原産品でなかった場合には、きちんと通知をしてくださいという義務づけがございます。それから、発給機関を指定する行為についても、法律事項となりますので、その法律の所管としての位置づけというのはございます。

中条副主査 わかりました。要するに、EPAに基づくものについては関与するけれども、それ以外のものについては関与しないということなんですよね。関与しないからこそ、監督権限も別にあるわけではないので、経産省がそれについて何か指導するという立場でもないし「規制改革会議」がそれについて何か言うべきものではないという御意見で書いておられるわけですから、その理由を今お聞きしたわけで、今お聞きしたのがその理由であると考えてよろしいんですね。貿易に関しては、すべてについて経産省がいちいち口を出すつもりはないということですよ。

岩田交渉官 少なくとも我々が非特惠の原産地証明について全貌を把握しているわけではあり

ませんので、我々が把握していない部分もあるという意味においては、仮に何がしかの意見を承っても、法令による権限を有していないこともあり、非特惠の原産地証明制度全体についてはそれをどうこうしていきようがないという部分は現実にあります。

ただし、例えば商工会議所に今般幾つか聞いてみたところ、御指摘されているような問題点を特段認識していない、あるいは改善してきているという答えでございましたので、商工会議所のこういう点が問題だという具体的な内容なり懸念があたりであれば、それは伺って伝えていくことは勿論できるかと思うんですけれども、いわゆる非特惠に係る原産の証明制度一般の話として、こういう点が問題だということであれば、そこはそもそも受け皿がないのではないかという認識でございます。

中条副主査 実際の問題があるかないかという話は、今、置いておいて、要するに所管ではないということなんです。そこを明確にしておきたい。もし所管でないとおっしゃるのだったら、それに関しては、所管のところに私たちとしてはお尋ねするしかないので、無駄な時間を過ごすことになりますから、所管ではないんですね。監督権限はないと考えていいんですね。

岩田交渉官 ですから、非特惠の原産証明制度というような国が定めた制度があるわけではありませんので、統一的に所管している官庁、部局というのは、我々のみならず、多分どこにもないと認識しています。ただ、各団体がこれまでの実績を持って継続的に発給している場合に、その各団体を所管している官庁というのはそれぞれ我々の中も含めてございますので、そういう個別の発給団体に係る問題ということであれば、それはそれぞれの所管、我々を含む所管の部局から指導、通達なりをしていくのは可能だと思います。

中条副主査 そうであれば「規制改革会議」がこういうことを言う必要はないというのは、間違いですね。「規制改革会議」がこんなことを言う必要はないと御回答なさっているわけですが、そういう回答は間違いですね。別に間違っても構わないので、何をどう対応して下さるかがわかればいい話なので、私たちとしては「規制改革会議」が言うべきことでもないし、経産省が言うべきことでもないんだとしたら、それはほかのところに言いに行かなければいけない話なので、そこを明確にしたいだけなんです。交渉相手をだれにするかということを決めなければいけないわけです。私たちも暇でやっているわけじゃないのでね。ですから、もう一度お聞きしますけれども、こういうことを言っても大丈夫なんですか。

岩田交渉官 ですから、非特惠原産地証明制度については、特に定められた法令がない以上、御指摘に対応できるのは、当省が所管している法人に限られるということです。

中条副主査 経産省だけに言うなということですか。ほかのところにも言ってくれということですか。

岩田交渉官 非特惠原産地証明書を発給している団体の全容を把握しておりませんので、経産省以外で責任を持って受けてもらえるところがあるかどうかの有無も含めてわからない状態でございます。

中条副主査 わかりました。わからないので、疑問があるとおっしゃっているということですか。

岩田交渉官 本会議のテーマに照らして考えた場合に、国が関与して一定の規制措置を講じるこ

とによって、民間の事業活動に対する制約要件になっている場合に、改善をして、利便性を上げていこうというような観点に立った答申なり作業を行っていくという、認識でありました。本件については、国が統一的な規制をかけているわけではないので、既存の規制を改革、撤廃するという方向に必ずしもそぐわないのではないかなという意見を持ったということです。

中条副主査 それでしたら、それは誤解であって「規制改革会議」というのは、不必要な規制を取り外すということだけをするのではない会議ですので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

岩田交渉官 そうであるとすれば、申し上げたとおり、それぞれの個別の団体の事情であれば、個別の団体の所管に対して、問題点について伝達していくというような対応はできようかと存じます。

中条副主査 わかりました。ありがとうございました。

有富主査 ちょっと補足説明しますと、規制改革というのは、規制の撤廃を目指すだけの一面的なものではなくて、例えば規制の強化や新設を含めて行うべきものです。我々のタスクフォースで言いますと、国際競争力を高めるためには規制について、どういうことをしたらいいかという問題意識に基づいています。そちらは、EPAに関する原産地証明は法律等があるので、経産省として担当するけれども、非特惠関税関係の原産地証明はまるで知らないという立場でお話をされていますが、ちょっとお待ちください。要は、原産地証明書を使っている人たちはEPAの相手国とだけで貿易をやっているわけではないから、貿易手続の一環として、証明書をもろう作業があるわけですね。そうした状況を踏まえて、我々のタスクフォースは今ここで、EPA以外の原産地証明に

関しても問題があると言っているのです。

加えて、経団連等も同様の問題を言っているということになると、特に貿易に関する仕事、産業を担当している経産省としては、実際に問題があるところまでも踏み込んで、調べてみるというお考えはございませんか。経産省としては、誰かがやれと言ってきたものは何とか対処するというスタンスですか。この問題は、経済財政諮問会議も言っているし、経団連も言っているし、規制改革会議も言っているわけです。経産省としては、今まで調べてこなかったそうですけれども、本当に利用者の立場で考えて、商工会議所に質問したら、どういう回答が来ると思われますか。そちらで事前に質問してみたら、商工会議所は問題ありませんと言ったとご説明いただきましたが、大体、提供側にヒアリングしても意味がないと思います。普通は、お客さんから、あなたのところはいいサービスでいいですねと言われて、ああそうです、なんて言わないんです。それでお客さんがいなくなったら、話が終わってしまうわけです。まあそのところの議論はさておいて、実際に問題があるかどうか調査されるお考えはありますか、ありませんか。

岩田交渉官 それにつきましては、少なくとも商工会議所であれば、経済産業省の中に所管部局がございますので、今回の問題提起をきっかけに、具体的な問題が実際御案内でありましたら、是非それを伝えたいと思います。

有富主査 こちらからも問題を提起するけれども、そちら側も積極的に取り組んでみてください。受け身だけではなくて、両方でよくしようと言っているわけです。敵対する話ではなくて、要は日

本の貿易競争力を高めようと言っているわけです。我々だけでできる問題でもないし、そこはお国の力を含めて一緒にやりましょう。そして、そちらがけしからぬと言っているわけではないので、もうちょっとその辺りは木で鼻をくくったみたいにやらないでいきたい、と思っているけれども、そこら辺りはいかがですか。

岩田交渉官 おっしゃるとおり、我々も貿易の円滑化を図っていく、促進を図っていくという使命がございますので、そういう観点に資するということについては、何なりと調査なり改善なりをしていくつもりでございます。

有富主査 非特惠の原産地証明の問題については、経団連も言っています。余り木で鼻をくくったようなことにしないで、共同してやりましょうということだと思います。

中条副主査 そうなんです。EPAの方の原産地証明に関してはクレームがあるけれども、そうでないものについてはクレームがないというときに、EPAの原産地証明の内容で、例えば項目が全部違ってという話を言っているわけではなくて、ペーパーで出すのが大変だという話をしているわけで、その点はEPAのものであろうが、そうでないものであろうが、多分同じではないかなと我々は思うわけです。だから、それは違うんだ。非特惠のものは、そういうクレームは起こりようがないんだということを説明していただければ、ああそうか。だから、確かに文句は出てこないですよとわかるんですけども、常識的に考えれば、こちらで出てくれば、こっちも出てくるはずだと考えるのが普通なので、こちらはいろいろ問題がありますとお書きになっていて、でも、こちらは聞いたら何も問題がないと言っているというのは、非常に解せないんです。だから、そこら辺のところも、もしよければ、情報を手に入れていただけると、私たちとしては助かりますねということなので、是非よろしく願いいたします。

井口専門委員 よろしいですか。今までの議論は大体理解したつもりです。先ほど言われましたように、日商がこの業務を長年やっていることは事実だと思います。また、ほかの貿易団体については把握していないと言われましたが、こういう業務が独占的に行われていて、結果的にいろいろな問題が起きていないかどうかということ、問題意識としてお持ちでしょうか。この業務を行う団体がほかにあるとしても、非常にマイナーで、ほとんどは日本商工会議所だけで行われているんだとしたら、日商としては、自分のところには問題はないと言われるのではないかと思います。もっと複数の団体によるサービスが出てきて、原産地証明の出し方についての改善が進むということも1つの展望であろうかと思えます。もう少し実態把握をするとか、あるいはそういう問題意識で見直すということがないのかどうかうかがいたいです。

もう一つは、やや今回の答申を飛び出してしまうかもしれませんが、利便性をよくするという問題に関連いたします。この問題のご専門は深川先生なのですが、EPAごとに別々の原産地規則ができてしまったときに、必ずしも、それらが相互に整合的ではないのではなく、いろいろな負担が生じてくるのではないかと。今後それによって業界の方の負担が増えてくるのではないかと。問題意識はないのでしょうか。EPAも何年に1回かは見直すことがあるのではないかと。あるいは複数国のEPA、例えば日・ASEANのEPAを締結する際に、これらのことについて問題解決を図るということ、当

然御検討されているのではないかと思いますが、何も言及されなかったので、教えていただけないでしょうか。

岩田交渉官 第1点目につきましては、今回の話もきっかけにして、ある程度把握を始めたところですが。確かにおっしゃるとおり、商工会議所がいわゆる発給の件数なりで言うと大多数を占めておまして、それ以外にも、輸出組合とか貿易協会が発給していますけれども、件数的、シェア的に言えばほとんど商工会議所が主体です。

有富主査 具体的には、何割くらいですか。

岩田交渉官 総数も把握していないところですが、商工会議所が55万件くらい出していると聞いておまして、それ以外の貿易協会ですと、多くて数千件単位であるということです。

有富主査 それはもうネグってゼロということですね

岩田交渉官 そういう意味では、商工会議所は大半を発給しているということだと思います。おっしゃるように、サービスの改善の必要性については、独占的な場合には弊害のおそれもあるところですので、そういう観点も踏まえて調査していきたいと考えております。

2点目ですけれども、EPAの原産地規則については、交渉ごとですので、お互いに攻めたい品目、守りたい品目がある場合に、お互いが合意することがどうしても必要になりますので、必ずしもすべての国に対して同一ルールになるのは難しいところがございます。我々の交渉スタンスとして、なるべく横並びで見ても整合性を持った形にしなければいけない。あるいは少なくとも輸出する日本の業者から見て、原産資格を取れないようなルールにはしないようにしなければいけないと常に念頭に置いてきたところであり、細かく見ると、相違点はあるんですけれども、一定の基準を満たせば、どの協定の基準も満たせるといったような形の整合性という意味では、ほぼ日本の希望するルールを取れていると認識しています。今後もそういう観点で使いやすい規則にしていくところは、常に意識しております。

それから、協定の見直しというのは、5年に1回あるいは合意すればもっと短い頻度でもできる場所ですけれども、そういう機会も有効に活用していきたいと思っております。ただ、協定が増えてまいりますと、EPA特惠の原産地規則のルールは、統一的なルールができていない状況で、例えば米州圏の国とやる場合あるいは欧州圏の国とやる場合は、彼らが好むルールというのがどうしても違うところがありますので、その間で折衷をとっていかないといけないという場面も今後もあるかと思っております。従いまして、なるべく整合性の確保には努めつつ、交渉の際には各業界団体なりとも意見交換をして、理解も得つつ交渉を進めていくという方針で今後もやっていきたいと思っております。

中条副主査 1点お尋ねしたいんですが、これもまた素人の基本的な質問で申し訳ないんですが、原産地証明に虚偽をした場合の罰則規定というのはどういうふうになっているんですか。それは一応あるんですか。

有富主査 例えば迂回で虚偽の申告した場合、証明をしたところが罰せられるんですか。

鈴木室長 特惠の証明書につきましては、虚偽の記載等についての罰則はございます。

中条副主査 そうでない場合は、罰則はないんですか。

鈴木室長 罰則は幾つかございますけれども、まず協定で定められている罰則が主なところで2つございまして、1つは虚偽の情報の記載であるとか、あとは実際に情報が間違っていたにもかかわらず通知をしなかった場合に対する罰則というのはございます。

中条副主査 要するに、何を聞きたいかというのと、その罰則というのは、それを破った場合のベネフィットと比べて、どれくらい罰則が強いのですか。原産地証明で目的としていることというのは、多分素人の考えでは2つあって、1つは安全上の問題とか武器の輸出の問題とかそういう話ですね。もう一つは、単純に国内のものを守るため、それを迂回されているいろいろやられたら困りますという話である。

後者の方の話は、要するに、輸出入が完全に自由になったら要らない話ですね。ですから、結局、原産地証明がなぜ必要かという話は、なぜ輸出入規制をしなければいけないか。特に輸入規制です。輸入規制をなぜしなければいけないかという議論に多分至る話。それは基本の話になります。

前者の方の話は、そういうことをやっても、そういうことをクリアしようとする、犯罪をやろうとする人は、果たして原産地証明で対応ができるのかという点なんです。そういう疑問を持っている。後者の話は大きな話なので、ここでノーというつもりはないんですけども、前者の話は果たしてどうなるんでしょうか。原産地証明があることによって、そういうことはクリアできていますか。防止ができていますのかという点をお聞きしたい。

鈴木室長 原産地証明そのものの目的というのは、こちらで発給をするというよりも、相手国の輸入税関が迂回輸入の防止をするためにやりましょうということで求めてきているものでございます。実際に国内法に従って必要な罰則も科してくださいというような協定上の要請もございます。

例えば日本とメキシコとのEPAで、メキシコ側が中国から日本を経由した物の迂回を防止したい、やはり国なり発給機関がきちんと原産地証明というものを発行してほしい、それに虚偽がある場合には、国内で罰則をかけてほしい、という経緯もあって結んだ協定でございます。これを国内的に担保しようということで、罰則をかけているのがこれまでの経緯でございます。そういう目的からしますと、できるだけ必要最小限のものにとということで立法はしておりますけれども、これはむしろ相手国との間で、特に輸出側というよりは、輸入側の要請で講じている措置だとお考えいただければと思います。

中条副主査 それぐらいは私もわかるんですけども、そうではなくて、メキシコに対して、こんなことをやっても無理なんだから、無駄なことなんだからやめましょうということは選択肢にはないのでしょうかという意味なんです。

鈴木室長 原産地証明書は不要なのではないかということですね。

中条副主査 それはもうやめようよということです。

鈴木室長 これはメキシコとの協定を結ぶ際に、これは本当に経緯の話になってしまいますけれども、そういう第三者証明ではなくて、自己証明でいってもいいのではないかとということで交渉した経緯もございます。ただ、日本も2本目のEPAの交渉ということもあって、なかなかその手の交渉に慣れていなかったというのも正直言ってあるのだらうと思いますが、いろんな交渉の結果として、最終的には第三者証明で落ち着いたということでございます。

中条副主査 わかりました。では、そういう代替的なことも当然検討されていらっしゃるということなんですね。場合によっては、証明などは全部なしということも可能性としてはあるんですね。

鈴木室長 可能性として否定するものではありません。ただ、これはあくまでも相手国との話でもありますし、双方向の話ですので、例えば日本の輸入サイドがそれを認めるかという点も同時に考慮する必要がございます。

中条副主査 勿論そうですね。

井口専門委員 私も、少しヨーロッパのことは知っているのですが、ユーロワンという、いわゆる公式の原産地証明があります。これ以外にも、自己証明みたいなものがあるらしいんですが、それらの件数がどのぐらいの比率になっているというのはわかるのでしょうか。例えば、国、又は権威ある機関が出しているものと、自己証明的なものでやっているところとの比率を見て、欧州では、むしろ自己証明の方が主流だということになりますと、日本やアジア諸国ではすべて一定の機関に持っていかないと証明を受けられないという方式だとすれば、国際的にみると使い勝手が悪いと評価されるおそれもあるかなと思います。アメリカについても同じ問題があると思うのですが、どのようになっていますでしょうか。何か御存じですか。

鈴木室長 御指摘のとおり、EUでは第三者証明と自己証明を併用した形を採用いたしております。どの程度の数字、割合で使われているのかというデータは、必ずしも、今、手元にはございません。

それから、アメリカの方は基本的にNAFTAの自己証明1本でやっております。自己証明を取るか第三者証明を取るかというのは、いずれの場合でも、原産地規則そのものに対するコンプライアンスが求められますが、ただ、事前にチェックして事後もチェックをするのか、あるいは受け入れ側の事後のチェックだけで済みますのか、という話になってまいります。ですから、受け入れる方できちんと事後のチェックができる体制ができるのか、あるいはいろいろなものが入ってくる危険性に対して、特に輸入に対してセンシティブな人たちがどういうふうに反応するのかということも踏まえる必要があります。片方、輸出する側としては、当然のことですけれども、余計な手続がない方が輸出しやすいに決まっていますので、自己証明を入れるべきというのは全くおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、これはあくまでも交渉ごと、なおかつ相互主義の話ですので、輸出側だけではなくて、輸入側の意向も踏まえて、相手国との交渉も踏まえて決まっていくというのが、これまでの構図だっただろうと思います。

有富主査 深川先生、どうぞ。

深川専門委員 私もASEANとの交渉のときに、パイとマルチをどうするかという会議に出ていて、結局パイとマルチを両方やっていただくことの決議に参加してしまったので、非常に複雑な気持ちで今となっては考えているんですけども、結局、今まで御議論あった話というのは、やはりFTAの原則というのは自由貿易を達成することですから、なるべく原産地が単純で寛大、シンプルであれば両方とも守りやすいですし、そういう原則だと思います。

そこで1つお伺いしたいのは、日本はまだ先進国とのFTAはスイスぐらいしかないのですが、相手国の関税が一方的に日本よりはるかに高く、はっきり言って相手国側の通関処理能力が必ずしも

高くないという人々を相手にして当面やっていかざるを得ないということです。

ただ、幸いにして、ASEANにしても、ほかのアジアにしても、割と日本に比べれば原産地証明に対する態度は寛容で、少なくとも日本に対しては割と寛容だと思います。ASEANの中もどんぶり付加価値40%とか、関税番号変更などもないですし、あっても、もしかしてキャパシティを超えてしまうかも自分たちでもわかっているので、うるさく要求してきていないから、今のところ何となくつり合っていると思います。

ただ、これで結局日本はパイとマルチの両方のFTAをASEANに対して持つことになる。特に先発4か国については、2つのFTA枠組みを持つことになるのですけれども、交渉している人たちは、多分すごい細かい交渉ですから、あれを取ってこれを捨ててとかとわあわあやっているうちに、とにかく今は早くやれ、と言われていたから早くまとめなければいけなくなり、かなりのどたどたの中でやっていると思います。現場はそうですよね。とにかくすごい数をまとめていかなければいけないし、人数が足りないはず。そうすると、実際に交渉している人たちと、原産地証明について、産業界はもっと簡単にしろとかわあわあ言っているのを受け皿になってるところと、どういう情報交換をしながら、今のところ進んでいるか。省内の体制の問題を1つお伺いしたい。

もう一つは、より具体的に、例えば日タイがやっと合意したことになっていると思うんですけれども、日タイと日マでも日比でも、ちゃんとできてしまったものでもいいんですけれども、それと日本ASEANのトータルのもの、これも一応合意したという報道は出ていたと思うんですけれども、原産地証明のすり合わせというのは、今どの程度行われているのか。この2つをお伺いしたいと思います。

有富主査 どちらからでも結構ですので、お願いいたします。

岩田交渉官 今までのASEAN諸国等との場合のEPAについては、日本の場合は全部第三者証明のやり方になっていて、進行中の協定でもアジア向けについては同じ第三者証明でやろうとしていますので、証明の話の改善なり何なりという話と、個別品目の規則の交渉というのは、ある意味、規定路線化しているので別々にやっているような状況だと思います。

具体的には、こういう規則にしたことによって、証明制度に関する改善要望はこうなるといことよりは、今の日本がつくっている第三者証明の仕組みそのものに対してどうかということ、商工会議所なり業界の方でいろいろ検討しているところなので、そういう部分で知恵を絞ってやっているところと、原産地規則の交渉というのは、余りリンクはとっていないと思います。

基本的に規則については、先ほども申し上げたとおり、今までの協定との整合性も見つつ、我が国が原産資格をとりやすいようなルールにしていくという方針ですとずっとやってきています。EPA特恵の場合には、一定の原産地規則を満たす必要があって、それを証明してかつ書類を保存しなければいけないということは、いかなる証明制度であっても一緒ですので、規則の内容如何で特に大きく影響が出る場所ではないと思っています。

有富主査 例えば、自己証明を中心とする方向で政府に交渉を進めてほしいと言ったら、それはそういう方向へいくようになるんですか。自己証明を基本的にやってほしいとすると、そもそも今回我々が提起している証明の手続や所要時間の問題みたいなことがだんだんなくなります。

今後の交渉については、自己証明制度の導入はどうなんですか。

鈴木室長 多分、自己証明を入れてほしいという人はたくさんいらっしゃると思いますし、入れてほしくないという方も同様にたくさんいらっしゃると思います。

中条副主査 それは日本の国内にということですか。

鈴木室長 おっしゃるとおりです。端的に申し上げますと、入れてほしいとおっしゃるのは輸出される方で、余り入れてほしくないというのは、むしろ輸入サイドあるいは入ってくることに對してセンシティブになっているような方々もいらっしゃるだろうと思います。

中条副主査 結局、輸出入の問題なんですよ。それを自由にするかどうかという話に関わってくるんですね。

鈴木室長 我が省の中にも、自己証明を導入することに対して慎重にという人たちも勿論いますし、ここは当然のことながら、まず国内の調整が必要になります。これは双方向ですので、それを踏まえた上で相手国と調整をしていく。

有富主査 原産地証明を自己証明で賄えるような形にしていくということについて、反対意見を持っている国内の組織というのは、具体的にかなり強いところがあると考えていいんですか。でも、我が省の中でも反対の人がいるという、経産省というのは、もっと前向きなのかなと思っていましたが。

中条副主査 経産省はそういうことはなしかと思っていました。農水省がおっしゃるのは、とてもよくわかるんだけどね。

岩田交渉官 証明制度もそうですし規則自体もそうなんですけれども、日本の場合、工業製品は基本的に輸出競争力が強いものが多いのですけれども、中にはどうしても弱いものもありますので、原産地規則でしっかりとしたルールにして迂回を防止するようにしています。相手国から見ると、厳しいルールになる場合もあるわけですけども、どうしてもそういう品目はあります。これをやり過ぎると、本当に貿易ができなくなってしまうということで逆行するわけですが、ある程度の線で合意をしなければいけない。

逆に言うと、相手国側が日本の工業製品が強ければ、輸入の増加を止めたいと思って、日本にとって厳しいルールにしたがるという場合もあります。お互いがそれをやると、縮小均衡になってしまいますので、なるべく阻害しないようにという発想は持っているんですが、ぎりぎりのところで、必要な品目については迂回防止できる規則にどうしてもしなければいけない。

証明制度でいうと、自己証明にしてしまうと、輸出時における官のチェックが一切なくなってしまうという形なので、どうしても輸入国税関としての負担が今よりも増えます。

つまり、今のような第三者証明、政府証明の場合と、完全に自己証明にして、輸入側の措置だけにした場合で、トータルどちらの方が国としてのコストが上がるかというのは、必ずしも一概には言えないところだとも思っています。場合によると、水際で止める仕組みにした方が、大変かもしれないんです。要するに、自己証明にしていくのであれば、そのための体制についても検討して、備えていかなければ、自己証明にした途端にそれこそ不正なものがどんどん入ってきてしまうということでも困るということでございます。

有富主査 そこは罰則でカバーできるのではないかという気がします。水際チェックが完璧に可能だというのも変な話だと思うし、例えば、逆に手放しにしておいて、違反した人は厳格に処分する。処罰があるとなると、ダメージを受ける当事者は、第三者であるお役所よりもはるかに一生懸命見ているから、そこからのアピールで、罰則規定をきちっとしておけば、ものすごく簡単だと思います。

中条副主査 単純に私たちはそう考えてしまうんですね。自己証明についての罰則規定を厳しくしておけば、それは当然何もうそをつかない人は一生懸命それでちゃんとやるでしょうし、うそついたものときどきチェックする体制が勿論必要なんですけどもね。

有富主査 多分、ダメージを受ける人が必ずいます。

鈴木室長 やはり特恵の原産地証明というのは、輸入国の税関が輸入申告を受けた際に、通常課すべき関税をかなりまけてあげるといふ制度ですから、当然輸入側の税関というのは、原産地証明の真正性を非常にシビアに見るわけです。これは税関の立場に立ってしまうと、お墨付きがくっ付いてくるものと、どこのだれだかわからないけれども原産品だと申告してきたものと比較をして、どちらの方が真正性が高いと判断するか。もしこれは怪しいなと考えた際に、原産地関係ではベリフィケーションといって、内容について確かめたり、そういうメカニズムが、当然、協定の中にも書かれております。ただ、自己証明にすると、それだけ頻繁に確認をしたりとか、実際に輸入国の方に出向いていたりとか、そういうことをする必要があるので、それに対する対応の体制という点での実務的な問題もあるのではないかと思います。これは我々輸出サイドというよりは、むしろ輸入する税関の問題というのが別途あるかと思えます。

深川専門委員 御存じだったら教えていただけるとうれいんですけれども、アメリカは繊維の原産地規制は悪名高いファイバー規制までやっていますね。でも、自己証明1本でやっているのですけれども、あれはそれでうまくいっているんですか。どうやってあれを運営しているのかと思えます。実際の判定は相当厳しいですよ。でも、アメリカは巨大な繊維業界のロビーの結果できたので、判定能力がなければ成立していかないと思うのですけれども、現実のところ、ファイバーまでさかのぼって調べるのは、これだけグローバル化した世の中では相当大変かと思えます。

岩田交渉官 詳細な情報をつかんでいないところですけども、アメリカ型のシステムというのは、協定上、輸入国税関が輸出国まで直接出向いて調査なりができる仕組みを通常とっています。自己証明と、輸入国税関として、自分の権限で調べられるだけ調べてというところとセットにはなっているとは思っています。

中条副主査 ノウハウがあるのではないかなという気がします。

深川専門委員 アメリカは繊維の輸入が多いですけども、実はあれだけすごいボリュームで繊維輸入を受けている国はランクが決まっています、実態把握がかなり進んでいるので、実際に現地まで行くというところまでやれば、大概のところは把握できているんだと思えます。

有富主査 現地まで行くという相手国は、きっと特定の国なんですね。

深川専門委員 それとアメリカがFTAを結んで繊維を除去している国というのは、全世界では当然ないわけなので、その中で繊維のボリュームの大きい国が更に絞られてくるから、それをター

ゲットとして見ていけばいいんです。それから、ロビーした分だけ繊維業界も同じ情報を持っているから、そこからズルしているのではないかみたいな情報を常に吸収していれば、そこで判定できているのだと思いますけれども、実態はよくわからなさそうですね。

中条副主査 オープンな関係をつくるために、是非御努力を願いたい。

有富主査 では、今日はこんなところでよろしいですか。

感想を申し上げますと、経団連は原産地証明にはどうしても問題があると言っているし経済財政諮問会議自体でも言っているにもかかわらず、どうやら経産省は問題があると言っているのは理解できるけれども、相手国もある話で、実際はできない、解決できるところというのはほんの小さなところで、大部分はできないので、これ以上やりようがないんですという御回答だったと受け止めたんですが、それでは本来の目的である日本の輸出における貿易競争力、もちろん輸入の面でも、もっとサプライチェーンをスムーズにすることによって強くしていこうということが達成できないので、是非また御一緒に、役所は余りそういうことできないのかもしれませんが、抜本的に変える方策を考えないと解決しないのではないかと思います。

今日の1時間ちょっとぐらいで結論を出そうというものではないので、是非これからもいろいろ一緒になって御相談させていただいて、次の改善のために御協力していただきたいというか、我々が協力させていただくという方が正しいんだと思うんですけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

予定していた時間は2時半までですけれども、このぐらいでよろしゅうございますでしょうか。今日はどうもありがとうございました。またよろしく申し上げます。